

所究研濟經亞東 學大部國帝都京 內部學濟經

年四回(三月、五月、七月、九月)發行

叢論濟經亞東

號貳第 卷貳第
月五年七十和昭

東亞廣域經濟の爲替理論……………	經濟學博士 谷口吉彦
貧樂生活及思想……………	商學士 大谷孝太郎
漢志にあらはれたる貨幣思想……………	經濟學士 穗積文雄
支那銀行法規考……………	經濟學士 德永清行
滿洲國興農合作社の組織……………	經濟學士 大上末廣
印度經濟學の成立とその方向……………	經濟學士 島恭彦
支那女子紡績労働者創出過程の特質……………	經濟學士 岡部利良
中晚唐時代に於ける燉煌地方 佛教寺院の礎礎經營に就きて……………	文學博士 那波利貞
附錄 南方文獻目錄	

(禁轉載)

賣發 閣斐有 肆書

漢志にあらはれたる貨幣思想

穂 積 文 雄

一

司馬遷は史記を撰して正史の體例を創め、八書に平準書を設けて以て主として武帝の財政經濟政策に就いて論ずる。司馬遷の史記を承ける班固の漢書は八書に代へて十志を立て、財政經濟のことをもれる志に冠するに食貨の名を以てする。漢書食貨志は上下二部よりなる。そして下は主として貨幣に就いて叙する。もつとも、上に於ても貨幣にふれるところあり、下に於ても貨幣に直接關せぬところもある。だが大體は下は貨幣をとり扱へるものとみなしてよい。漢書評林の編者凌稚隆も、「按ずるにこの卷専ら貨を敘す」といつてゐる。しかし、こと貨幣に關してゐるからといつて、それが貨幣思想の觀點よりして必ずしも價值があるとは限らぬこと勿論である。それでも少くとも、周の景王大錢を鑄、單穆公がこれを不可とする議論、漢に入りて孝文帝が盜鑄錢令を除き民をして放鑄せしめ、これに對して、賈誼が試みたる諫争、及び、元帝の世、貢禹が錢の弊害をあげてこれを廢して物品を以てこれに代へんとせる論議は、たゞに興味に富むのみでなく、また極めて重要であり、支那の貨幣思想史上特筆に價するとせねばならぬところに屬する。それでこゝにはこの三者をとりあげてしばらく考察を

試みるところあらんとする。

二

漢書食貨志下は、周の景王の時、錢輕きを患へ、大錢を鑄る旨を誌す。これはあるひは往々にして鑄錢に關する最古の時期をいへる記述なりとせられる。また往々にして錢の始期を劃するものともせられる。もつとも、すでに錢の輕きを患へて大錢を鑄るのであるから、大錢はこの時に始まるとしても、錢そのものはそれ以前から存したとせねばならぬであらう。漢志のこの記事は國語より引けるものと思はれるが、しかし、この事實の眞實性をどこまで信じてよいかは勿論問題である*。

ところで大錢の鑄造はその後もしばらく行はれるをみる。例へば三國の時代吳の孫權が當千錢を鑄、宋に於ては當十大錢等が鑄られ、明の世に入りてもまた大錢が行はれるがごときすなはちそれである。そしてこれら大錢の行はれる所以のものは、思ふに、大抵、錢の素材たる銅の量の少いために、普通の鼓鑄では所要の充分なる量の錢をえることができないからであるのを普通とする。そして、こゝに、所要の充分なる量といふとき、それは一定社會の一定の時期において必要とする通貨の數量を意味することもあれば、或はそれを超過し、従つて通貨膨脹に陥るにしても、政府が、その財政支出上必要とする通貨の數量を意味することもあるが、そのいづれの意味においても、錢の不足に起因するとせねばならぬ。しかるにいま景王が大錢を鑄る場合は錢價の小なるに因り、錢價の小なるは、錢の饒多なるに因ると解しうる。そしてさう解すると大錢を鑄るといふ客觀的事實は一であつても、事情は全く異なることとならう。それにしても錢の數量が多すぎるのにさらに大錢を鑄るといふ

漢志にあらはれたる貨幣思想

第二卷 四三五 第二號 六五

*) 小島祐馬博士、春秋時代と貨幣經濟、下、支那學、第一卷、第八號、五九頁、六七頁。
加藤繁博士、周景王鑄錢說話批判、史學、第十一卷、第二號。

のは一見不思議のやうに思はれる。しかしながら、前記の貨幣數量の不足を匡救するために大錢を鑄るといふ現象は、それが成り立つためには、錢の名目價值がその素材價值よりその限りに於いて獨立することを要し、従つてその限りに於いて、名目説が滲透してきてをるわけである。この名目説の立場よりみるからこそ、景王大錢を鑄るといふことが一見不可解にみへるに過ぎぬ。金屬説の立場に立てば、錢價輕き故改めて大錢を鑄るといふは、これほど理解し易いこととはあるまい。ほとんど自明の理といつてもよいであらう。すなはちわれ／＼はそこに金屬説の思想を汲みとるべきを知る。否、貨幣の本質が流通手段たるにあり、それに徹するときそれはその素材價值より離脱する筈であり、そして貨幣がその状態に達するときそこに名目説がなりたつものなることを認むるならば、われ／＼はむしろ、そこにはまだ金屬説が支配してゐることを知るべきであるところといふべきであらう。しかし、西曆紀元前五二四年といはれるところにかくのごとき思想がうかゞひえらるゝとすれば、それはまことに興味あることゝするに足るであらう。といつて、その背後に名目説の思想をうかゞひうべしとする、後代の大錢鑄造の場合といへども、なるほど、われ／＼はそこに名目説の思想を想定すべきことは前述のごとくではあるが、しかも、それら大錢は必ず價值の低落を免れないのを運命としてゐる。そして勿論それは、それらが、政府財政の必要より出でたるものであり、従つてそれがインフレーションの結果したることの當然の歸結であると説明することも可能であるが、しかし、その下落が大體實質價值に近いところでおちついてゐるよりみれば、われ／＼はそこに一般には金屬説思想が彌漫してゐることを看取すべきではあるまいか。

ところで漢書食貨志によれば周の景王が、「まさに大錢を鑄んとするや」單穆公がこれを不可なりとして、次

のしとくをふてゐる。

古は天災戾を降す、こゝにおいて、資幣を量り、輕重を權て、以て民を救ふ、民輕きを患へれば、すなはちこれがために重幣を作つて以てこれを行ふ、こゝにおいて、母子を權て行ふあり、民みな得たり、もし重きに堪へざれば、すなはち多く輕きを作つてこれを行ふ、また重きを廢せず、こゝにおいてか、子母を權て行ふ、小大これを利とす、今王輕きを廢して重きを作す、民その資を失ふ、よく賈しきなからんや、民もし賈しければ、王まさに乏しきところあらんとす、乏しければまさに厚く民よりとらんとす、民給せざらばまさに遠志あらんとす、これ民を離すなり、かつ、民用を絶ちて以て王府を買たすは、なほ川原を塞いで潢滯となすがごとし、竭ること日なけん、王それこれを圖れ^(二)

こゝに資幣を量りとは、資は財貨であり、幣は貨幣であると解すべしとすれば、それは財貨と貨幣の數量を比較考量することなるべく、そして輕重を量り、民を救ふといふ以上、そこには貨幣數量説が豫想せられるに似るが、そして、それは、すくなくとも、貨幣が素材價值以外の單なる數量によりてのみでも、その價值を變ずることを意味し、それだけ金屬説より脱却するかを思はしめるが、しかし、貨幣價值輕きを患ふる場合、すこしも貨幣數量の收縮を思念せず、直に重幣を作るとし、反對に貨幣價值重きに失するときは、輕い貨幣を作れとするのであるから、これも全く金屬思想を一步も出てをらぬといふの外はない。そして、例へばこゝに錢輕ければ重幣を作れといふのであるが、重幣は大錢なるべく、しからば結局單穆公の思想も景王のそれもこの點に關するかぎり何等異なる點をみいだし難いとせねばならぬ。そしてたゞ異なる點は、景王は更めて大錢を鑄るのであるから小錢はなくなくしてしまふのであるが、單穆公はそれを非なりとして、大錢を作つても小錢も廢止せず、兩者ともに認めて、しかも二者の間には、一定の比價關係を成立せしめよとする點にあるとすべきであらうか。しからばその差異はいかなる意義をもつかといへば、單穆公によれば、重錢を作つて輕錢を廢してしまへば、民その資を失

ひ、匿しきに陥れば、王幣また乏しく、王幣乏しければ、民の課徴従つて重く、しかるときは民給せず、離れ去り行くこととなるとする。はたしてしかるか。それはそれとして、かく二種以上の通貨が並び存して双方の間に比價が成立せしめられてゐるとき、これを單穆公は子母相權といふ。そして單穆公のこの子母相權なる語はまた支那貨幣思想史上しばしばみるどころであつて、例へば、元の世にありては、鈔と錢の間に子母相權がなりたること、契哲篤が、「鈔法を更め、楮幣一貫文省を以て、銅錢一千文を權り、母となし、錢を子となす」といふてゐるによりても知ることが出来る。これに對して、呂思誠が、「中統、至元自ら母子あり、これを達達人が漢人を乞ひ養ひて子となすに比す、これ遂に漢人の子たるのみ、あに故紙父となし、銅を以て過房兒となすものあらんや」と冷評するも、結局、詔降りて、「至世通寶錢を鑄、歷代銅錢と並び用ゐ、以て鈔法を實たし、至元寶鈔の通行すること故のごとし、子母相權り、新舊相濟し、上、世祖立法の初意に副はん」といはれるにいたる。なほ、明の丘濬は價値大なる方を母となし、價値小なる方を子となし、「輕きを患へれば重きを作り、重きを患へれば、輕きを作るといへども、また重きを廢せず、子廢すべきも、母廢すべからざる故なり」といつてゐる。しかし、かゝる意味に於ける母なるが故に廢すべからずとするはどんなものであらうか。思ふに、子母相權は價値の輕重によりて決するのでなくていづれが中心的位置を占むるやによりて區分せらるべきではあるまいか。そして母は中心を占むるものなるが故に廢すべからずとすべきではあるまいか。

三

漢書食貨志にはまた誌していふ。「孝文五年錢を爲くことますます多く、しかうして輕し、すなはち更めて

四銖錢を鑄る。その文を半兩となす、盜鑄錢の令を除き、民をして放鑄せしむ^七と。丘濬はこれを以て私鑄公認の嚆矢とするものごとくである。はたしてしかるや、いまにはかに斷じ難いが、造幣の權が極めて重大で、君主自らこれを握るべきことの必要はすでに「管子」^{*}にも論ぜられるところであつて、私鑄の禁は早くより行はれてゐるところに屬するが、しかも、後世なほ往々にして私鑄放任論をみるのも事實とするところである。例へば、金の興定四年、鎮南軍節度使、溫迪罕思敬は上書して、「民に許して自ら銅を採り、錢を鑄しめ、官模範を製し、薄惡法に如かざるものは民をして用ゐるを得ざらしめん、すなはち、錢必ず日に多からん^八」といつてゐる。そしてこの例でもわかる通り、それは普通、錢の流通量不十分で、さればといつて政府で充分に鑄造すること困難なる場合に民間の私鑄を許して以て金融硬塞を免れんとするものである。そしてそのやうな場合錢の價値は大なるが普通である。あるひは、官が鑄錢を行ふ場合費用高く、得るところ費すところを償ふに足らぬが故にむしろこれを民間に委ねんとする狡猾に出づる場合もある。そしてこの場合も錢價小ではあるまい。かくてそれらいろいろの場合に就いてみるも、錢の充分でなく、その價値小ならざることを前提としてゐる。しかるにこの場合は、「錢を爲ることますます多くして輕い」といふことが前提となつてゐるやうである。そしてさうすれば、古來弊害ありとして先哲の戒むるところを敢へて冒してまで放鑄を許す理由はどこにあるのであらうか。勿論それは私鑄の禁にふれて死する者多きを哀れむに出でたものであらう。^{**}しかしまた次のごとく解することはできぬであらうか。錢が多くて輕い、それで先の周の景王の場合のごとく、その弊をさけるために錢の量を増して四銖錢を鑄ることにする。けれど、その以前の錢は莢錢であるから、^{**}いま四銖錢を更鑄することはすなはち大錢に更

^{*}) 國語。加藤繁博士、西漢前期の貨幣特に四銖錢に就いて、(山下先生還曆紀念東洋史論文集所收)。
^{**}) 漢書食貨志、下。

鑄することを意味する。しかるに、かく四銖錢を鑄るとなると、なか／＼思ふやうに造鑄がはかどらぬ。それで、民の私鑄を許して、以て通貨の數量の増大を所期した。いまさう解することができれば、それは前述の後代にみるごとき、私鑄放任の普通の場合の一例にすぎず、すこしも不可解なことはないわけである。

しかしながら、造幣の權は極めて重く大であり、私鑄の弊は深く廣い。それで私鑄の嚴禁は歷代錢幣史に常にみるところであり、私鑄の許容は必ずこれが反對論に會はざるをえぬこと、なほ、罪と罰の間柄のごとしとでもいふべきところである。はたせるかな、この場合においても、われ／＼はこれに對する一大駁論をみることになる。賈誼の諫争がすなはちそれである。

賈誼は班固が、その傳に贊して、「賈誼、三代と秦の治亂の意を言ふ、その論甚だ美にして國體に通達す、古の伊管と雖未だ能く遠く過ぎず」と劉向の稱するところを引き、その著述するところの五十八篇は世事に功と稱揚してゐる。それはけだし、いふところの賈誼新書をさすものに外ならぬと思ふ。そしていま漢志に賈誼の諫争するところとして引けるは、大體賈誼新書の卷三の銅布及び卷四の鑄錢(事勢)の兩篇にあたる。しからばそれはいかにあるか。それはまことに私鑄反對論の代表的のものとして古來推重せられるところである。故にしばらく煩をいとはずこゝにその全文を掲げんとすれば、先づ鑄錢の篇によること次のごとくである。

法もて天下をして公に顧祖し、銅錫を鑄て錢となすことを得しめ、敢て雜ふるに鉛鐵を以てし、它の巧をなすものはその罪黥す、然るに錢を鑄るの情、殺雜巧をなすに非んばすなはち羸を得べからず、而してこれを敬ること甚だ微にして利をなすこと甚だ厚し、それ事禍をまねくあり、而して法姦を起すあり、いま細民をして、人ごとに造幣の執を操らしむ、各々隱屏して鑄作す、因りてその厚利微姦を禁せんと欲す、黥罪日に報ずと雖その執止まず、すなはち民人罪に抵る多きは一縣に百數、

及び更の疑ふところ、榜笞奔走するものは甚だ衆し、それ縣の法、以て民を誘ひて陷井に入らしむ、孰れかこれより積おほらん、曩に鑄錢を禁ず、死罪下に積む、いま公に錢を鑄る。黥罪下に積まん、法をなすことかくのごとくんば、上なんぞ頼らん、また民錢を用ふ、郡縣同じからず、或は輕錢を用て百に若干を加へ、或は重錢を用て平稱受けず、法錢立たず、吏急にしてこれを壹にせんか、すなはち大に煩苛となし、而して力勝ること能はず、縦にして呵せざらんか、すなはち市肆用を異にし錢文大に亂れん、いやしくもその術に非んば、いづれに郷むかつてか可ならんや、いま農事棄損して而して銅を采るもの日に蕃しげし、その來轉を釋て冶鑄炊炭す、姦錢日に多くして五穀多きをなさず、善人も、慄こころうごいて姦邪をなし、愚民も陷つて刑戮にゆく、刑戮まきに甚だ不詳ならんとす、奈何を忽にせん、國これを患ふるを知る、更議して曰ふ、必ずこれを禁せんと(二〇)

それは、民をして錢を鑄しむれば姦惡錢を造ること必定で、私鑄を禁じてさへ、そのために罰せらるゝものが多いのに、況んやこれを公許すれば、罪人益々多からん、これ、法もて民を罪に向はしむるものであり、また、錢質區々に流れて比價混雜を極め、流通の圓滑をかくべく、さらに、民農業を棄てゝ私鑄に奔るの風潮を惹起し、姦錢いたづらに増して五穀かへつて減すべしとの三點に歸することができよう。かく放鑄の害甚しきが故に、これを禁ずべしとするにいたることはもとよりそのところであるが、それでは私鑄を禁じさへすればそれでよいかといふに、さて彼はいふ。

これを禁ずるにその術を得ざれば、その傷るゝや必ず大なり、鑄錢を禁ぜしめばすなはち錢必ず重からん、重ければすなはち利深し、盜鑄雲のごとく起らん、壘市の罪また以て禁ずるに足らず(二一)

すなはち、彼は、たゞ私鑄を禁じただけでは、それは私鑄の利を増す所以であるからかへつて私鑄者を増す結果となるとする。けだし米國の禁酒法がアール・カポネの徒をはびこらせるがときたぐひとするのであらう。それでは、私鑄を禁ずる術は如何といへば、そこで彼の銅布論が展開せられるのである。銅布とは詳しくは「銅布

於下」を非とする論で、そもく私鑄姦惡の行はる所以は銅が民間に存するからで、銅だに民間に禁じこれを引き上げて上に集むれば、たゞに上述の博い禍なきのみならず、實に七福を致すべしとして、「姦數勝たず、法禁數と潰るゝは銅これをしてしからしむるなり、故に銅天下に布く、その禍をなすこと博し、いま博禍除くべく七福致すべし」といふ。^(一) しからは七福とは何であらうか。われくはさらに彼のこくところに耳を傾けよう。彼はいふ。

何をか七福といふ、上、銅を收めて布かしむるなからば、すなはち、民錢を鑄ず、黥罪積まず、一なり、偽錢審からず、民相疑はず、二なり、銅を采つて鑄作するもの耕田にかへる、三なり、銅華の上に歸し、上銅積を挾んで以て輕重を御し、錢輕ければすなはち術を以てこれを斂め、重ければすなはち術を以てこれを散ずれば、貨物必ず平ならん、四なり、兵器を作り、以て貴臣に假す、多少制あり、用て貴賤を別つ、五なり、以て萬貨に臨み、以て虚盈を調し、以て奇羨を收めば、すなはち官富み實ちて而して末民困らん、六なり、わが囊財を制して以て匈奴に與へ、その民を逐争せしめば、すなはち敵必ず懐かん、七なり、故に善く天下を治むるものは禍によりて福をなし、敗を轉じて功となす、いま久しく七福を退けて博禍を行ふ、臣まことにこれを傷む

と。すなはち、銅を上をさめて下に在らしめねば、一、私鑄不能にして罪人生ぜず、二、従つて偽錢少く、信用保たれ、三、農事盛であり、四、上は銅を獨占する故よつて以て貨幣の鑄造自由にして輕重を御し、五、また以て兵器を作り、六、官富み末民困り、七、敵をなづける、合計七つの福ありとするのである。ところでこの第五の銅の積によつて兵器を作るとあるは、唐代に於て、同じく、銅禁を主張せる劉秩の有名なる上表に於て、「それ銅、以て兵を爲ればすなはち鐵に如かず、以て器を爲ればすなはち漆に如かず、これを禁ずるも害なし、陛下何ぞ人に禁ぜざる」といへると反對なるは注目し價する。なるほど、兵器としての銅は鐵に及ばぬであら

う。しかし兵器として鐵に如かざることは必ずしも銅が兵器として無價値なることを意味せぬとすれば、賈誼のこの議論も必ずしもとがむるにもあたるまいか。

ついでながら、賈誼のこの諫争にもかゝはらず、帝はこれを聽かずして私鑄の禁をとかれた。しかるに、その結果は漢志によれば「この時、吳は諸侯を以て山に即て錢を鑄る、富天子に埒^ひし、後遂に叛逆す、鄧通は大夫なり、鑄錢を以て財王者に過ぐ、故に吳鄧の錢天下に布^(二五)く」とみえ、賈誼の憂は必ずしも一片の憂に終らなかつたことが知られる。

四

賈誼は上述のごとく、私鑄を許さば民これに奔り、罪人増加し、農事衰微すべしとてこれが禁を説き銅禁を論ずるが、いまこゝにあげんとする貢禹は、凡そ鑄錢は農耕を妨げ、民をして私鑄の罪に座せしめるものとしてこれを非議するのみならず、百尺竿頭さらに一步を進めて、そもく錢は百弊のよつて生ずる根源なりとして、遂にこれを廢して代ふるに穀帛を以てせんことを主張することが漢書食貨志の下にみへてゐる。すなはち次のごとくである。

錢を鑄、銅を采るに一歲に十萬人耕せず、民盜鑄に座し、刑に陥るもの多し、富人錢を藏して室に滿つるもなほ厭き足ることなく、民心動搖し、本を棄てて末を逐ふ、耕すもの半ばなること能はず、姦邪禁すべからざることもと錢より起る、その末に疾なるものはその本を絶つ、よろしく珠玉金銀を採り錢を鑄るの官を罷め、また以て幣となすことなく、その販賣、租銖の律を除き、租税、祿賜、みな布帛及び穀を以てし、百姓をして意を農桑に壹にせしむべし^(二六)

貢禹は元帝に仕へて重んぜられ位三公に上りし名臣であつて、漢書の貢禹傳をみると、その上奏の言が陳ねて

數千字に及んでゐる。^{*}そして右の漢志に引けるところは、その一端にとゞまり、しかもその一端に就いてもまたその抄に過ぎない。しかしわれ／＼はそれによつても、錢の弊害を指摘してこれに代ゆるに穀帛を以てせんとする彼の思想をうかゞふことはできない。ところでもと彼の奏言は言々句々みな金玉の文字の感があるのであるが、こゝに問題とするところはどうかであらうか。その錢の弊害を指摘するところはなるほどその通りでもあらう。しかし、だからといつて、直に錢を廢してこれに代ゆるに穀帛を以てすることが、肯定せらるゝことにはなるまい。漢書食貨志上をみると龜錯^{二八}が貨幣の欠陥を指摘し、これをのみ尊貴するのいはれなきを論じて、穀帛をこそ尊重すべしとして次のごとくいつてゐる。

それ珠玉金銀、飢えて食ふべからず、寒くして衣るべからず、然り而して衆のこれを貴ぶは、上これを用ふるの故を以てなり、その物たる輕微にして藏し易く把握に在りて以て海内を周ぐり、而して飢寒の患亡し、これ臣をして輕くその主に背き、民をして易くその郷を去り、盜賊をして勸むるところあり、逃亡するものをして資を輕くするをえしむるなり、粟米布帛は地に生じ、時に長じ、力に聚る、一日に成るべきに非ず、數石の重は中人勝へず、姦邪の利するところとならず、一日得ざれば飢寒至る、これ故に明君は五穀を貴んで而して金玉を賤しむ^{二七}

しかし龜錯は流石に錢を廢して穀帛を以てこれに代へよとはいつてをらぬ。否、彼は、「富人爵有り農民錢有つて粟溲するところあらん^{二八}」といつてゐるところよりみれば、廢錢用穀の意はなかつたともいへるくらゐである。錢に弊害ありとするも錢の生成の理を識認すれば、これを廢して物品貨幣の昔にかへるべしといふのはどんなものであらうか。漢志では、貢禹の奏に對して、「議者、おもへらく、交易錢に待つ、布帛は尺寸も分裂すべからず、と、禹の議また寢む^{二九}」とあるが、それはまさに當然とすべきところであらう。

*) 卷七十二、傳第四二。

しかし、支那においては、錢を廢して穀帛を用ゐんとする論議乃至その事實は、この後に至りても必ずしもその跡を絶たず、それだけに、貢禹のこの論議は支那貨幣史、貨幣思想史上の意義をもつことを否定できぬかと思ふ。例へば、後漢の章帝の時、尙書張林は、

よろしく天下に令して悉く布帛を以て租となし、市買みなこれを用ゐ、錢を封じて出たすこと勿らしめよ云々⁽¹⁰⁾

といつてをり、また、三國の魏の文帝の時、「五銖錢を罷めて百姓をして穀帛を以て市をなさし」⁽¹¹⁾めたること晉書食貨志にみえ、晉の世には桓玄また錢を廢して穀帛を用ゐんとせることもまた同書にみえてゐる。その他唐、宋より明代に至るまで穀帛が貨幣の役をなした例はこれをあげるに苦しまぬところである。しかし貨幣として錢が穀帛にまさることは自明の理とも稱すべきところで、従つて、錢が廢れてその間隙に入りて穀帛が貨幣の役割を演ぜる場合は別として、いやしくも錢を廢して穀帛を以てこれに代へんとする場合にはかならずこれが反對論が出で、そしてそれはまた漢志にみゆる上掲の貢禹の議論に對する駁論に習へるものとなしうるかと思はれる。例へば、前述の張林の建言に對しては朱暉が反對をしてゐる。たゞしその反對は、晉書食貨志には、「布帛を以て租となさば、すなはち吏多く姦ならん」⁽¹²⁾とあり、後漢書の朱暉傳をみるも、たゞ「布帛を以て租となさば、すなはち吏多く姦盜せん」⁽¹³⁾とあるに過ぎず、その弊害の詳細を知り難い。しかし、桓玄の意見に對しては孔琳之の反駁があり、それは穀帛の貨幣としての弊害を具體的に述べてゐる。すなはち次のごとくである。

聖王無用の貨を制して以て有用の財を通じ、既に毀敗の費なく、また難運の苦を省く、これ錢の功を龜負に嗣ぎ、歷代廢せざる所以なり、穀帛……分ちて以て貨となさば、損を致すこと甚だ多く、商販の手に勞毀し、割截の用に耗棄せん、この

弊たる鑄よりも著るし^(二四)

そしてそれは結局、前記の貢禹の錢に代ゆるに穀帛を以てせんとする論に反對する論と揆を一にするものである。そしてかくのごときはその後にもしばしばみるところである。例へば、北魏の熙平の初、任城王澄の上言に、

布帛尺寸に裂くべからず、五穀はすなはち負擔の難あり、錢の用をなす、貫繩相屬し、斗斛の器を假らず、秤尺の平を勞せず世を濟ふのよろしき、謂ひて深沈と^(二五)なす。

とあり、また明の丘濬のごときも、「布帛の屬これを片析すればすなはち廢す、たゞ銅を鑄て錢となす、物多ければこれに予ふるに多きを以てし、物少ければすなはちこれに予ふるに少なきを以てす、云々^(二六)」といふてゐる。

これによりてこれをみれば、宋の呂東萊が貢禹の論を評して、「かくのごときはすなはちその一を得てその二を知らず^(二七)」といへるはまさに評し得て妙といふべきところであらう。

一、隆按此卷專敘貨。

二、古者天降災戾、於是乎、量資幣、權輕重、以救民、民患輕、則爲之作重幣、以行之、於是、有母、權子而行、民皆得焉、若不堪重、則多作輕而行之、亦不廢重、於是乎、有子、權母而行、小大利之、今王廢輕而作重、民失其資、能無匱乎、民若匱、王用將有所乏、乏將厚取於民、民不給、將有遠志、是離民也、且絕民用、以實王府、猶寒川原爲潢滂也、竭亡日矣、王其圖之。

三、更鈔法、以楮幣一貫文省、權銅錢一千文、爲母、而錢爲子。(元史、食貨五鈔法)

四、中統至元自有母子、上料爲母、下料爲子、比之違違人乞養漢人爲子、是終爲漢人之子而已、豈有故紙爲父而以銅爲過房兒子者乎。(同上)

五、鑄至正通寶錢、與歷代銅錢並用、以寶鈔法、至元寶鈔通行如故、子母相權、新舊相濟、上副世祖立法之初意。(元史、食貨五鈔法)

六、患輕則作重、患重雖作輕、而亦不廢重焉、子可廢而母不可廢故也。(大學衍義補卷第二十六)

七、孝文五年、爲錢益多而輕、乃更鑄四銖錢、其文爲半兩、除盜鑄錢令、使民放鑄。(漢書、食貨志下)

八、許民自採銅、鑄錢、而官製模範、薄惡不如法者、令民不得用、則錢必日多。(金史、食貨三、錢幣)

九、賈誼言三代與秦治亂之意、其論甚美、通達國體。雖古之伊管、未能遠過也。(漢書、賈誼傳)

一〇、法使天下公得、顧祖鑄銅錫爲錢、致雜以鉛鐵、爲它巧者、其罪顯、然鑄錢之情、非殺雜爲巧、則不可得竊、而殺之甚微、爲利甚厚、夫事有召禍、而法有起姦、今令細民人操鑄幣之執、各隱屏而鑄作、因欲禁其厚利微姦、雖顯罪日報、其執不止、廼者民人抵罪多者、一縣百數、及吏之所疑、榜笞奔走者甚衆、夫縣法以誘民使入陷阱、孰積於此、蠱禁鑄錢、死罪積下、今公鑄錢黷罪積下、爲法若此、上何賴焉、又民用錢郡縣不同、或用輕錢、百加若干、或用重錢、平稱不受、法錢不立、更急而意之厚、則大爲煩苛、而力不能勝、縱而弗呵辱、則市肆異用、錢文大亂、苟非其術、何鄉而可哉、今農事棄捐、而采銅者日蕃、釋其耒耨、冶鑄炊炭、姦錢日多、五穀不爲多、善人性而爲姦邪、愚民陷而之刑戮、刑戮將甚不詳、奈何而忍、剛知忠此、更議必曰、禁之。(漢書、食貨志下)

一一、禁之不得其術、其傷必大、令禁鑄錢、則錢必重、重則其利深、盜鑄如雲而起、棄市之罪又不足以禁矣。(漢書、食貨志下)

一二、姦數不勝、而法禁數潰、銅使之然也、故銅布於天下、其爲禍博矣、今博禍可除、而七福可致也。(同上)

一三、何謂七福、上收銅勿令布、則民不鑄錢、黷罪日不積、一矣、僞錢不著、民不相疑、二矣、采銅鑄作者反於耕田、三矣、銅畢歸於上、上挾銅積、以御輕重、錢輕則以術斂之、重則以術散之、貨物必平、四矣、以作兵器、以假貴臣、多少有制、用別貴賤、五矣、以臨萬貨、以調盈虛、以收奇羨、則官富實、而末民困、六矣、制香棄財、以與匈奴、逐爭其民、則敵必懷、七矣、故善爲天下者、因禍而爲福、轉敗而爲功、今久返七福而行博禍、臣誠傷之。(同上)

一四、夫銅、以爲兵、則不如鐵、以爲器、則不如漆、禁之無害、陛下何不禁於人。(舊唐書、食貨志上)

一五、是時、吳以諸侯、卽山鑄錢、富埒天子、後卒叛逆、鄧通大夫也、以鑄錢、財過王者、故吳鄧錢布天下。(漢書、食貨志下)

一六、鑄錢采銅、一歲十萬人不耕、民坐盜鑄、陷刑者多、富人藏錢、滿室猶無厭足、民心動搖、棄本逐末、耕者不能半、姦邪不可禁、原起於錢、疾其末者、絕其本、宜罷采珠玉金銀鑄錢之官、母復以爲幣、除其販賣租銖之律、租稅祿賜、皆以布帛及穀、使百姓壹意農桑。(漢書、食貨志下)

一七、夫珠玉金銀、飢不可食、寒不可衣、然而衆貴之者、以上用之故也、其爲物輕微易藏、在於把握可以周海內、而亡飢寒之患、此令臣輕背其主、而民易去其鄉、盜賊有所勸、亡逃者得輕資也、粟米布帛、生於地、長於時、聚於力、非可一日成也、數

石之重、中人弗勝、不爲姦邪所利、一日弗得、而飢寒至、是故、明君貴五穀、而賤金玉。(漢書、食貨志上)

一八、富人有爵、農民有錢、粟有所滯。(同上)

一九、議者以爲、交易符錢、布帛不可尺寸分裂、禹議亦寢。(漢書、食貨志下)

二〇、宜令天下、悉以布帛爲租、市買皆用之、封錢勿出。(晉書、食貨)

二一、罷五銖錢、使百姓以穀帛爲市。(同上)

二二、以布帛爲租、則更多姦。(同上)

二三、以布帛爲租、則更多姦盜。(後漢書、朱暉傳)

二四、聖王刑無用之貨、以通有用之財、既無毀敗之費、又省雖運之苦、此錢所以嗣功龜貝、歷代不廢者也、穀帛……分以爲

貨、則致損甚多、又勞毀於商販之手、耗棄於割截之用、此之爲弊、著自於曩。(同上)

二五、布帛不可尺寸而裂、五穀則有負擔之難、錢之爲用、貫緡相屬、不假斗斛之器、不勞秤尺之平、濟世之宜、謂爲深允。(魏

書、食貨志)

二六、布帛之屬、片析之則廢、惟鑄銅以爲錢、物多則予之以多、物少則予之以少。(大學衍義補卷第二十六)

二七、如此則得其一、不知其二。(文獻通考卷九)